

金属くず取扱業条例 (三重県)

[昭和32年 8月20日 / 三重県条例第63号]

手塚 和 男

Die Satzung über Metallschrotthändler vom 20. 8. 1957.

Kazuo TEZUKA

[条例の概要]

本条例の目的は、「金属屑類の盗犯その他の犯罪を防止するため、金属くずを取り扱う者について必要な事項を定め、もって県民の福祉を保持すること」である (第1条)。

金属くずとは、「金属塊、金属製品 (半製品を含む)」であって、「正常な生産工程により生産された物で、その生産目的に従い売買、交換、加工又は使用されるもの」と古物営業法第1条第1項の「古物」を除いたものである (第2条第1項)。「金属くず取扱業」には、「金属くず商」と「金属くず行商」とがあり、前者は「営業所を設けて金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換することを業とする者」で、第3条第1項の規定による「許可」を受けたものであり、後者は「営業所を設けなくて、個々に取引の相手方を求めて金属くずを売買し、若しくは交換すること (以下行商という) を業とするもの」で、第11条第1項の「届出」をしたものである (第2条第2項乃至4項)。

金属くず商は「公安委員会の許可を受けなければならない」 (第3条)。また、「自ら管理しないで、営業所を設けるときは、その営業所の管理者を置かなければならない」。無許可営業は、禁止されており (第6条)、この違反者は「1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処せられる」 (第24条)。許可の基準 (第4条) により、「強盗、窃盗又はぞう物に関する罪により懲役に処せられ」その執行等から「1年を経過していない者」 (1号)、「許可の申請前1年以内に」無許可営業 (第6条及び古物営業法第6条) により刑に処せられた者 (2号)、一年以内に「許可の取消処分を受け、又はその処分に先だつて廃業し」た者 (3号)、「行政処分を2回以上受けた者で、改しゅんの情が認められないもの」 (4号)、「同居の親族で」3号、4号に該当する者又は「営業の停止を受けている者」のあるもの (5号)、「第1号から第4号までの一に該当する法定代理人、保佐人のある者又は管理者を置く者」 (6号)、「法人」である場合にはその業務を行う役員のうち第1号から第4号までの一に該当する者があるもの (7号) には、許可してはならない。

営業内容の変更 (営業所の移転、法定代理人、保佐人若しくは営業所の管理者を新たに定め、変更し、若しくは廃止しようとするとき) に際しては、公安委員会の許可を受けなければならない (第5条)。この違反者は、「1万円以下の罰金、拘留又は科料」に処せられる (第26条)。

また、「自己の名義をもって他人に金属くず商の営業をさせてはならない」という名義貸の禁止が定められ (第7条)、この違反者も「1年以下の懲役又は3万円以下の罰金」に処せら

れる（第24条）。

金属くず商には、「金属くず商許可証」が交付され（第8条第1項）、「3年毎に公安委員会による更新」を受けなければならず（第2項）、他人への許可証の「貸与」や「譲り渡し」が禁止され（第3項）、許可証の「き損」「亡失」「盗み取られ」には、公安委員会に「届け出て」「再交付」を受けなければならず（第4項）、許可証の記載事項に異動があったときは10日以内にその旨を公安委員会に「届け出て」「書換」を受けなければならない（第5項）。この第3項から第5項までの違反者は、「1万円以下の罰金、拘留又は科料」に処せられる（第26条）。

許可証の返納については、「許可証の有効期間が満了したとき」「廃業したとき」「許可を取り消されたとき」「許可証の再交付を受けた後に、亡失し、又は盗み取られた許可証を回復するに至ったとき」、その日から10日以内に当該許可証を公安委員会に「返納」しなければならない（第9条第1項）し、また金属くず商が「死亡」したときも同様である（第2項）。これに違反した者は、「1万円以下の罰金、拘留又は科料」に処せられる（第26条）。

また、金属くず商には、「営業所の見易い箇所に標識を掲示」する義務が課せられている（第10条）。これに違反した者は、「1万円以下の罰金、拘留又は科料」に処せられる（第26条）。

金属くず行商については、公安委員会に「届出」なければならず（第11条第1項）、また金属くず商が「行商をしようとし、又はその従業者に行商をさせようとするときも」「届出」なければならない（第11条第2項）。これに違反した者は、「6月以下の懲役又は1万円以下の罰金」に処せられる（第25条）。届出が受理された場合、「金属くず行商の証」（行商の証）が交付され（第12条第1項）、これは「3年毎に公安委員会による更新」を受けなければならず（同第2項）、他人への「貸与」「譲り渡し」が禁じられ（同第3項）、また「き損」「亡失」「盗み取られ」たときは、公安委員会に「届け出て再交付を受けなければならない」（同第4項）し、「記載事項の異動」には「10日以内にその旨を公安委員会に届け出て書換を受けなければならない」（同第5項）ことになっている。この第3項から第5項までの違反者は、「1万円以下の罰金、拘留又は科料」に処せられる（第26条）。

行商の証の返納については、「行商の証の有効期間が満了したとき」「廃業したとき」「行商の証の再交付を受けた後に、亡失し、又は盗み取られた行商の証を回復するに至ったとき」、「その日から10日以内に」公安委員会に「返納」しなければならない（第13条第1項）。金属くず行商が「死亡」したときも同様である（同第2項）。これに違反した者は、「1万円以下の罰金、拘留又は科料」に処せられる（第26条）。

行商をするときには、「行商の証を携帯」しなければならない（第14条）。

「営業の制限」については、金属くず取扱業者は、金属くずの売買等をするときは、「相手方の住所、氏名、職業及び年令を身分証明書等により確認しなければならず」（第15条第1項）、「不正品の疑がある」ときは、警察官に「申告」しなければならない（同第2項）。金属くず商は、「帳簿」を備え、「取引の年月日、品目及び数量、物品の特徴、相手方の住所、職業、氏名、年令及び特徴、第15条の規定により行った確認の方法」を記載しなければならない（第16条第1項）。金属くず商は、また、帳簿を「き損し、亡失し、又は盗み取られた」ときは、「警察署長に届け出なければならず」（同第2項）、帳簿を「廃棄」するときは「警察署長の承認を受けなければならない」（同第3項）。金属くず商は、「従業者名簿」を備え、「所定の事項を記載し」なければならない。これに違反した者は、「1万円以下の罰金、拘留又は科料」に処せられる（第26条）。

警察本部長又は警察署長は、脏物の「品触」を発することができ（第17条第1項）、金属くず商は、「品触書に到達した日付を記載し、その日から6月間」「保存」しなければならない（同第2項）、品触を受けた日にその金属くずを「所持」していたとき、又は保存期間内に「品触に相当する金属くずを受け取ったとき」は、「警察官に届け出なければならない」（同第3項）。第2項若しくは第3項に違反した者は、「1万円以下の罰金、拘留又は科料」に処せられる（第26条）。

金属くず商が売買等により得た金属くずについて、「ぞう品又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合」には、警察署長は、金属くず商に対して「30日以内の期間を定めてその金属くずの保管を命ずることができる」（第18条）。この命令に違反した者は、「6月以下の懲役又は1万円以下の罰金」に処せられる（第25条）。

警察官は、営業所又は金属くずの保管場所に「立ち入り」、金属くず及び帳簿を「検査」し、関係者に「質問」することができ（第19条第1項）、その場合「身分を証明する証票を携帯し、関係者にこれを呈示」しなければならない（同第2項）。警察官の立入、検査を「拒み、妨げ、又は忌避した者」は、「1万円以下の罰金、拘留又は科料」に処せられる（第26条）。

公安委員会は、次の場合に、金属くず商の「許可を取り消し」、又は「期間を定めてその営業の停止」を命ずることができる（第20条第1項）。すなわち、金属くず商が、「窃盗、強盗又はぞう物に関する罪により懲役に処せられたとき」「第4条第6号に該当し」許可されなかったとき、法人である場合「業務を行う役員」のなかに「第4条第1号、第3号若しくは第4号に該当した者」又は「許可の取消、若しくは営業の停止」をする以前1年以内に「第6条の規定若しくは古物営業法第6条の規定」の無許可営業の禁止に「違反して刑に処せられる者があるに至ったとき」、「その代理人、使用人その他の従業員がこの条例又はこの条例に基づく命令に違反したとき」、「正当の理由がなくて、その許可証の更新を受けないとき」である。2以上の営業所を有する金属くず商が1の営業所につき、「許可を取り消され、又は営業を停止された場合」他の営業所についてもその金属くず商の「許可を取り消し、又は営業を停止することができる」（同第2項）。この処分に違反した者は、「1年以下の懲役又は3万円以下の罰金」に処せられる（第24条）。

この行政処分をする場合、公安委員会は、当該金属くず商又はその代理人の「出頭」を求めて、「公開による聴聞」を行わなければならない（第21条）。その場合、処分の「事由」、「聴聞の期日及び場所」を期日の「1週間前までに」「通告」し、かつ、聴聞の期日及び場所を「公示」しなければならない（同第2項）。聴聞の場合、当該営業者は「自己のために釈明し」、「証拠を提出する」ことができる（同第3項）。聴聞に出頭しない旨の「届出」をし、「正当の事由なく聴聞期日に出頭しないとき」は、公安委員会は「聴聞を行わないで処分する」ことができる（同第4項）。

また、業者の従業員等の違反行為には、その行為者ととも、その法人又は人に対しても、罰金刑を科するという両罰規定がある（第27条）。

[制定の理由・背景]

制定の理由は、「近時金属類の価格昂騰に伴い、金属類の盗難事件が頻発し、社会保安上から重要な問題となって」おり、「これら金属くずは何ら法的規制を受けることなく自由に取引できるために、これに関する種々の犯罪が誘発される傾向にあるので、金属くず業者を対象と

して、金属くず取引面に法的規制を加えて犯罪を防止するため「金属くず業条例」を制定することにある。三重県議会での提案理由は「最近の情勢として金属類電線等の盗犯が激増し、これが県民生活に甚大な影響を及ぼす現況に鑑み、その防犯施策を講ずる必要があり」、「これがこの議案を提出する理由である」としている⁽⁴⁾。

その背景として、1950年の朝鮮戦争による特需景気が産業界をうるおし、とくに金属、鉄鋼産業では「金へん景気」といわれ「大企業から町工場まで思わぬ好況を呈するにいた」り、「こうした世相に、朝おきると軒先の電線が盗まれていたとか、砂鉄掘りに黒山の人が群がったとかいう話がマスコミをにぎわし、子どもは磁石をぶらさげて道を歩いたりした」⁽⁵⁾といわれ、また「ヒカリもの」が値上がりし、この影響で全国的に金属類の盗難が流行し、電信電話の銅線がねらわれたりした⁽⁶⁾ことが考えられる。さらに、「昭和26年のピーク以来、いったん、下り坂にあった青少年の非行は昭和30年から再び上昇カーブを描き始め、昭和36年に至ると、少年の刑法犯（触法少年を含む）は……戦前・戦後を通じて最高を示すに至った」⁽⁷⁾ということも考えられる。金属屑取締条例は、「金へん景気とともに、古物営業法、質屋営業法等の網をくぐる業者が多くなり、それが犯罪と結びつくにいたって制定されたものである」⁽⁸⁾。したがって、この条例は盗難を防止し、かつ犯罪を予防するという「警察の見地よりする資格制限・営業規制に関するもの」⁽⁹⁾といえる。質屋営業法と古物営業法は「営業における物品の取扱いを公正にして、盗品の流れを阻止するとともに、その発見を容易にし、もって利用者、被害者等の保護を図り、同時に、犯罪の防止を効果的ならしめることを目的として制定されたものである」⁽⁸⁾が、これは本条例にも当てはまるものである。

また、金属屑取締条例に関して、行政事務条例制定の動機のひとつに「公安関係等のものには、各省から制定を要求されたもの、その内容を指示されたもの、準則等を流して制定およびその内容を直接・間接に強制されたものが少なくない」が、「金属屑条例にもその気配がうかがわれる」⁽⁹⁾といわれている。

現在、29道府県が金属屑回収業に関する条例を制定している。全国に先駆け、届出制による規制を行ったのは福岡県であった（昭和26年7月10日福岡県条例第52号、昭和32年に廃止）。昭和26年に2県（福岡、広島）、昭和27年に2県（高知、鳥取）、昭和31年に6県（神奈川、埼玉、徳島、熊本、香川、滋賀）、昭和32年に17県（北海道、福岡、大阪、岡山、茨城、岐阜、奈良、福井、長野、山梨、島根、山口、愛知、三重、千葉、静岡、和歌山）、昭和33年に2県（長崎、佐賀）、そして最後に昭和39年に兵庫がこの種の条例⁽¹⁰⁾を制定している。

[解 説]

条例の目的は、「古物営業法及び質屋営業法と相まって金属類の盗犯その他の犯罪を防止する見地から、金属屑業者の守らなければならない事項を定め、及びその履行を確保し、もって公共秩序の維持に資すること」（広島県金属屑業条例昭和26年8月10日条例第39号）である。ここにみられるように、条例は古物営業法と質屋営業法とともに、金属類の盗犯その他の犯罪を防止し、盗品の流れを阻止し、その発見を容易にし、それら犯罪の検挙を容易にするために制定されたものである。

営業規制・資格制限に関して、金属屑商と金属屑行商の双方を許可制にする条例が3県（福岡、山口、滋賀）、届出制が7県（千葉、岡山、徳島、鳥取、高知、島根、広島）、その他の条例は、金属屑商を許可制とし、金属屑行商を届出制とするものである。

金属屑を具体的に規定している条例は、鳥取県の金属屑業条例第2条と佐賀県の条例施行規則第10条（指定金属くず類）である。古物営業法施行規則第2条によれば、古物の12の種類（「1 美術品類（書画、彫刻、工芸品等）2 衣類（和服類、洋服類、その他の衣料品）3 時計、宝飾品類（時計、眼鏡、宝石類、装身具類、貴金属類等）4 自動車（その部分を含む）5 自転車類（その部分を含む）6 写真機類（写真機、光学器等）7 ミシン（その部分を含む）8 事務機類（レジスター、タイプライター、計算機、謄写機等）9 機会工具類（電機類、工作機械、土木機械、化学機械、工具類）10 道具類（家具、じゅう器、運動用具、楽器等）11 皮革、ゴム製品類（カバン、靴等）12 書籍」）から、4種類をこえずに取扱う古物を決めなければならないが、金属屑には「電線、鉄製品（鉄管、鉄柱、鉄版、レール、ワイヤロープ、チェーン、鉄棒類；道中車、車輪及びその付属品類；工作機械、工具類；揚水機類；マンホールふた、水道メーターふた及び下水道こうふた類）、非鉄金属（鉛、銅及び真ちゅう製のパイプ棒、板、バルブ及びジャ口類；ジョイント・メタル（軸受）、ぼん鐘類；鉛及び銅並びに真ちゅうの合金類ケーブル線類）、自動車、自転車及び船舶の部品類、原動機及びその部品類、消防用器具類、変圧器及び蓄電池（バッテリー）などの金属塊及び金属製品（半製品も含む）のくず」（昭和38年佐賀県公安委員会規則第1号）等があげられ、また「金・銀・白金・銅・鉄・ニッケル・クロム・タングステン・鉛・亜鉛・コバルト・アルミニウム・錫・アンチモンその他の金属及びこれらの合金若しくは金属製品（半製品並びに廃品を含む）」（鳥取県条例第31号昭和27年7月8日）である。

憲法22条1項の職業選択の自由（営業の自由）との関係で、「行政事務条例のうち、営業を許可、免許、登録等にかからしめている事例」の一つに「広島県金属屑業取締条例において、金属屑営業に届出義務を課し、かつ或種の取引行為につき一定の制限を設けたのが」⁽¹¹⁾問題となった事例がある。最高裁大法廷判決昭和32年4月3日（刑集11巻1319頁）は、金属屑業条例が「広島県下における金属類の盗犯その他の犯罪を防止し、或は犯罪の検挙を容易ならしめるために制定されたものであることが認められる。所論の同条例……の各条がたとえ所論のように営業の自由を制限することになるとしても、それは公共の福祉を維持するために必要にして、かつ、やむを得ないものであるといわなければならない」としている。それは「犯罪防止・犯罪検挙に必要止むを得ない規制である限り、営業の自由の『合理的』制限といえよう」⁽¹²⁾。広島高裁昭和28年9月9日判決（高裁判集6巻1653－4頁）では、古物商や質商については「従前から許可営業主義を採り且つこれに対し種々の営業制限が設けられ」、「それは赃物の相当数がそれらの業者に流れる現実の事態に鑑みその流れを阻止し又はその発見に努め被害者の保護を計ると共に犯罪の予防ないし検挙を容易にするために必要であって、右は国民生活の安寧を図りいわゆる公共の福祉を維持する所以であるから、公共の福祉を維持するため必要なものとして右の制限も是認されているのである」が、本条例も「事情は全く同一であって、殊に終戦後金属屑の需要が盛んとなるに従い、これらが盗犯その他の犯罪の対象となり、且つその犯人は未成年者の少年が多数である広島県下の実情に鑑み同県が前記本件条例を制定するに至ったことも十分首肯し得るところであって右は地方公共の秩序を維持し住民及び滞在者の福祉を保持するため即ち公共の福祉を維持するため必要なものと認めざるを得ない」としている。

青少年保護育成条例との関連では、「東京都以外の条例はすべて、青少年からの物品の質受け、古物等の買受けを禁止する規定をもっている（遊興のための金銭調達防止、窃盗品の現金化防止）。またとくに金属くずの買受けを禁止する条例が3分の1ほどある」⁽¹³⁾といわれている

る。「とくに金属くずの買受け等を禁止するものがあり」、「買受けしてはならない者については、各地で定められている『金属くず営業条例』といった名をもつ条例に定める金属くず商及び金属くず行商人として定めるものが多いが、長崎のように『古鉄金属類の回収を業とする者』として規定するものもある⁽⁴⁴⁾。三重県青少年健全育成条例第20条第3項では、「金属くず取扱業条例（昭和32年三重県条例第63号）による金属商及び金属くず行商は、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合を除き、青少年から金属くずを買受け、又は売却の委託を受けないようにしなければならない」とし、金属屑業者は「青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合を除き、青少年から金属くずを買受け、又は売却の委託を受けないように」義務づけられている。本条例をもつ29道府県の青少年保護育成条例のうち、金属屑の買受などの禁止、取引禁止又は業者の注意義務を規定しているのは、7県（熊本、埼玉、愛知、大阪、奈良、三重、滋賀）1市（長野市）である⁽⁴⁵⁾。また、質受制限に関して、青少年保護育成条例案の審議にあたり、福岡県の有志議員による聴取によれば、自治庁は、「公共の福祉から可能」とするが、法制局は、「質屋営業法及び古物営業法は憲法の営業の自由のぎりぎりの規制であると解」し、「単に確認、申告の義務のみを課しているに過ぎず、不正品すら取り引きすることを認めている」のが法の趣旨であり、「たとえ対象を青少年に限るとしても取引の場面で取締まることは、この法の趣旨に反」し、「むしろ罰則をはずして規定の表現を変え、業者に対する行政指導の根拠として当該規定を設けるのが無難である」としている。また、法務省は、「質屋営業法も古物営業法も業者の確認、申告の義務を規定しているが、この規定は、犯罪の探知及び営業の確認を目的とするものであるから青少年の保護という保護法益を異にする本条例の規定は同法違反ではない⁽⁴⁶⁾と答えている。

未成年者との取引禁止に関する罰則については、各県で以下のようにになっている。「1年以下の懲役又は5万円以下の罰金」（高知）、「1年以下の懲役又は3万円以下の罰金」（広島）、「6月以下の懲役又は3万円以下の罰金」（山口）、「6月以下の懲役又は1万円以下の罰金」（熊本）、「3月以下の懲役又は10万円以下の罰金」（徳島）、「3月以下の懲役又は2万円以下の罰金」（福井）、「3月以下の懲役又は1万円以下の罰金」（佐賀）、「1万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」（福岡）、「3万円以下の罰金」（鳥取、千葉）、「1万円以下の罰金又は科料」（山梨）、「1万円以下の罰金」（岡山、茨城）、罰則規定なし（島根、兵庫）である。特に未成年者との取引禁止について規定を持たない条例は、神奈川、埼玉、香川、滋賀、北海道、大阪、岐阜、奈良、長野、愛知、三重、静岡、和歌山、長野のものである。

広島県条例第10条についての先の最高裁大法廷判決は「同条は金属屑業に対してその営業を制限したもので、該規定自体が未成年者の法律行為能力に関する民法4条、5条と抵触しているとは認められない」と判示している。また、広島高裁判決では、「第10条の規定は単に金属屑業者に対し一部の未成年者即ち法定代理人又は同居の親族の同意のない未成年者と金属屑の取引をすることを禁止制限したに止まり未だ一般的に未成年者の行為能力を制限したものでないことは勿論」であり、本条は「行政上の取締の目的で之に違反する金属屑業者に刑罰を科するけれども」、「ただ業者に対する右の制限の結果前記同意のない一部の未成年者（これらは概ね犯罪者と想像される）が業者に対し金属屑を売却することは事実上困難であろうけれども、しかしそれは前記制限のいわゆる反射効ともいふべきものである」と判示している。

三重県における金属くず取扱業の許可状況は、1978年1360件（商599、行商761）、79年1354件（商605、行商749）、80年1419件（商639、行商780）、81年1485件（商677、行商808）、82年

1318件（商627、行商691）、83年1343件（商641、行商702）、84年1176件（商571、行商605）、85年1175件（商582、行商593）、86年1157件（商572、行商585）、87年1133件（商559、行商574）、88年1057件（商521、行商536）、89年988件（商491、497）であり⁽¹⁷⁾、ここ12年間の増減は、全体として、減少傾向にあるといえる。

三重県金属くず取扱業条例〔昭和32年10月20日三重県条例第63号〕

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 金属くず商（第3条―第10条）
- 第3章 金属くず行商（第11条―第14条）
- 第4章 営業の制限（第15条―第18条）
- 第5章 雑則（第19条―第23条）
- 第6章 罰則（第24条―第27条）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この条例は、金属類の盗犯その他の犯罪を防止するため、金属くずを取り扱う者について必要な事項を定め、もって県民の福祉を保持することを目的とする。

（定 義）

第2条 この条例において「金属くず」とは、金属塊、金属製品（半製品を含む。）であって次の各号に該当しないものをいう。

- 1 正常な生産工程により生産された物で、その生産目的に従い、売買、交換、加工又は使用されるもの。
- 2 古物営業法（昭和24年法律第108号）第1条第1項に規定する古物
- 2 この条例において「金属くず商」とは、営業所（営業の目的で使用する住所又は居所を含む。以下同じ。）を設けて金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換することを業とする者で、第3条第1項の規定による許可を受けたものをいう。
- 3 この条例において「金属くず行商」とは、営業所を設けなくて、個々に取引の相手方を求めて金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換すること（以下「行商」という。）を業とするもので、第11条第1項の規定による届出をしたものをいう。
- 4 この条例において「金属くず取扱業」とは、金属くず商及び金属くず行商をいう。

第2章 金属くず商

（金属くず商の許可）

第3条 金属くず商になろうとする者は、営業所ごとに、三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、金属くず商になろうとする者は、自ら管理しないで、営業所を設けるときは、その営業所の管理者を置かなければならない。

（許可の基準）

第4条 公安委員会は、前条第1項の規定による許可を受けようとする者が、次の各号の1に

該当する場合においては、許可をしてはならない。

- 1 窃盗、強盗又はぞう物に関する罪により懲役に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった後1年を経過していない者
- 2 許可の申請前1年以内に第6条の規定又は古物営業法第6条の規定に違反して刑に処せられた者
- 3 第20条の規定による許可の取消処分を受け、又はその処分を受けるに先立って廃業し、1年を経過しない者
- 4 第20条に規定する行政処分を2回（他の都道府県の公安委員会の処分を含む。）以上受けた者で、改しゅんの情が認められないもの
- 5 同居の親族のうちに、前2号に該当する者又は営業の停止を受けている者があるもの
- 6 第1号から第4号までの1に該当する法定代理人、保佐人のある者又は管理者を置く者
- 7 法人である場合においては、その業務を行う役員のうち第1号から第4号までの1に該当する者があるもの

（営業内容の変更）

第5条 金属くず商は、営業所を移転し、又は法定代理人、保佐人若しくは営業所の管理者を新たに定め、変更し、若しくは廃止しようとするときは、公安委員会の許可を受けなければならない。

（無許可営業の禁止）

第6条 金属くず商でない者は、金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換することを業としてはならない。

（名義貸の禁止）

第7条 金属くず商は、自己の名義をもって他人に金属くず商の営業をさせてはならない。

（金属くず商許可証）

第8条 公安委員会は、第3条第1項の規定による許可をするときは、金属くず商許可証（第1号様式。以下「許可証」という。）を交付しなければならない。

- 2 前項の許可証は3年ごとに公安委員会による更新を受けなければその効力を失う。
- 3 第1項の規定により許可証を交付された者は、当該許可証を他人に貸与し、又は譲り渡してはならない。
- 4 第1項の規定により、許可証を交付された者は、当該許可証をき損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちにその旨を公安委員会に届け出て再交付を受けなければならない。
- 5 第1項の規定により許可証を交付された者は、当該許可証の記載事項に異動が生じたときは、10日以内にその旨を公安委員会に届け出て書換を受けなければならない。

（許可証の返納）

第9条 前条の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号の1に該当するに至ったときは、その日から10日以内に当該許可証を公安委員会に返納しなければならない。

- 1 許可証の有効期間が満了したとき
- 2 廃業したとき
- 3 許可を取り消されたとき
- 4 許可証の再交付を受けた後に、亡失し、又は盗み取られた許可証を回復するに至ったとき

- 2 金属くず商が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号。）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）による届出義務者は、当該許可証を公安委員会に返納しなければならない。

（標識の掲示）

第10条 金属くず商は、営業所の見易い箇所に標識（第2号様式）を掲示しなければならない。

第3章 金属くず行商

（金属くず行商の届出）

第11条 金属くず行商になろうとする者は、公安委員会に届出なければならない。

- 2 金属くず行商が、行商をしようとし、又はその従業者に行商をさせようとするときも前項と同様とする。

（金属くず行商の証）

第12条 公安委員会は、前条の届出を受理したときは、金属くず行商の証（第5号様式。以下「行商の証」という。）を交付しなければならない。

- 2 前項の行商の証は、3年ごとに公安委員会による更新を受けなければその効力を失う。
- 3 第1項の規定により行商の証を交付された者は、当該行商の証を他人に貸与し、又は譲り渡してはならない。
- 4 第1項の規定により行商の証を交付された者は、当該行商の証をき損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちにその旨を公安委員会に届け出て再交付を受けなければならない。
- 5 第1項の規定により行商の証を交付された者は、当該行商の証の記載事項に異動を生じたときは、10日以内にその旨を公安委員会に届け出て書換を受けなければならない。

（行商の証の返納）

第13条 前条の規定により行商の証の交付を受けた者は、次の各号の1に該当するに至ったときは、その日から10日以内に当該行商の証を公安委員会に返納しなければならない。

- 1 行商の証の有効期間が満了したとき
- 2 廃業したとき
- 3 行商の証の再交付を受けた後に、亡失し、又は盗み取られた行商の証を回復するに至ったとき
- 2 金属くず行商が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号。）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）による届出義務者は、当該行商の証を公安委員会に返納しなければならない。

（行商の証の携帯）

第14条 金属くず行商は、行商をするときは、行商の証を携帯しなければならない。

第4章 営業の制限

（確認及び申告）

第15条 金属くず取扱業者は、金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換しようとするときは、相手方の住所、氏名、職業、及び年令を身分証明書等により確認しなければならない。

- 2 金属くず取扱業者は、前項の場合において当該金属くずに不正品の疑があると認めるとき

は、直ちに警察官にその旨を申告しなければならない。

(帳簿)

第16条 金属くず商は、帳簿(第3号様式)を備え、売買若しくは交換のため又は売却若しくは交換の委託により金属くずを受け取ったときは、公安委員会規則で定められたものを除くほか、そのつど、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 取引の年月日
- 2 品目及び数量
- 3 物品の特徴
- 4 相手方の住所、職業、氏名、年令及び特徴
- 5 第15条の規定により行った確認の方法

2 金属くず商は、当該帳簿をき損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちに所轄警察署長に届け出なければならない。

3 金属くず商は、当該帳簿を廃棄しようとするときは、営業所所在地の所轄警察署長の承認を受けなければならない。

4 金属くず商は、従業者名簿(第4号様式)を備え、所定の事項を記載しなければならない。

(品触)

第17条 警察本部長又は警察署長は、必要があると認めるときは、金属くず商に対して、ぞう物の品触を発することができる。

2 金属くず商は、前項の品触を受けたときは、その品触書に到達した日付を記載し、その日から6月間これを保存しなければならない。

3 金属くず商は、品触を受けた日に、その金属くずを所持していたとき、又は前項の期間内に品触に相当する金属くずを受け取ったときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

(差止)

第18条 金属くず商が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属くずについて、ぞう品又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察署長は当該金属くず商に対し、30日以内の期間を定めてその金属くずの保管を命ずることができる。

第5章 雑則

(立入及び調査)

第19条 警察官は、必要があると認めるときは、営業時間中において営業所又は金属くずの保管場所に立ち入り金属くず及び帳簿を検査し、関係者に質問することができる。

2 前項の場合においては、警察官は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者にこれを呈示しなければならない。

(行政処分)

第20条 公安委員会は、次の各号の1に該当する場合において必要があると認めるときは、金属くず商の許可を取り消し、又は期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。

- 1 金属くず商が窃盗、強盗又はぞう物に関する罪により懲役を処せられたとき
- 2 金属くず商が第4条第6号に該当するに至ったとき

- 3 金属くず商が、法人である場合において、その業務を行う役員のうち、第4条第1号、第3号若しくは第4号に該当した者又は許可の取消、若しくは営業の停止をしようとするとき以前1年以内に第6条の規定若しくは古物営業法第6条の規定に違反して刑に処せられた者があるに至ったとき
- 4 金属くず商、その代理人、使用人その他の従業者が、この条例又はこの条例に基く命令に違反したとき
- 5 金属くず商が、正当の理由がなく、その許可証の更新を受けないとき
- 2 公安委員会は、2以上の営業所を有する金属くず商が、1の営業所につき、金属くず商の許可を取り消され、又は営業を停止された場合においては、他の営業所についても、情状によりその金属くず商の許可を取り消し、又は営業を停止することができる。

（聴聞）

- 第21条 公安委員会は、前条の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ当該金属くず商又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。
- 2 前項の場合において、公安委員会は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を期日の1週間前までに、当該営業者に通告し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
 - 3 聴聞の場合においては、当該営業者は、自己のために釈明をし、かつ、証拠を提出することができる。
 - 4 第1項に定める者が聴聞に出頭しない旨の届出をしたとき、又は正当の事由なく聴聞期日に出頭しないときは、第1項の規定にかかわらず、公安委員会は聴聞を行わないで処分することができる。

（手数料）

- 第22条 金属くず商の許可等を受けようとする者は、三重県警察関係手数料条例（昭和32年三重県条例第64号）の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

（委任規定）

- 第23条 この条例の施行について必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第6章 罰 則

（罰 則）

- 第24条 第6条若しくは第7条の規定に違反し、又は第20条の規定による処分に違反した者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。
- 第25条 次に掲げる各号の1に該当する者は、6月以下の懲役又は1万円以下の罰金に処する。
- 1 第11条の規定に違反した者
 - 2 第18条の規定による命令に違反した者
- 第26条 次に掲げる各号の1に該当する者は、1万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。
- 1 第5条、第8条第3項から第5項まで、第9条、第10条、第12条第3項から第5項まで、第13条から第16条まで、又は第17条第2項若しくは第3項の規定に違反した者
 - 2 第19条第1項の規定による警察官の立入又は金属くず若しくは帳簿の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（両罰規定）

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

註

- 1) 地方自治制度研究会編『全訂注釈地方自治関係実例集』1977年、54頁；和歌山県知事公室長宛、行政課長回答昭和27年2月8日
- 2) 昭和32年9月三重県定例議会議案（その1）、議案第8号三重県金属くず取扱業条例案、16頁終
- 3) 金原左門・竹前栄治編『昭和史』1982年、300頁
- 4) 赤塚行雄編『青少年非行・犯罪史資料(1)』1982年、169、177頁
- 5) 中央青少年問題協議会編『青少年白書・1962年版』1962年、10頁
- 6) 久世公亮「行政事務条例の実態」『都市研究』1951年1月号、25頁
- 7) 久世、前同、21頁、同『地方自治条例論』1970年、70、84頁
- 8) 小堀旭「質屋営業法および古物営業法の一部改正について」『警察研究』33巻6号、1962年、69頁。
小野沢知雄「質屋・古物営業の規制を合理化 流失期限に例外を設け、古物営業等の許可証の更新制度廃止」『時の法令』427号、1962年、22頁。
- 9) 久世・前掲論文、28頁以下。
- 10) 久世・前掲書、1970年、127頁。条例の名称には、金属くず営業条例（埼玉、大阪、岐阜、奈良、福井、静岡、長崎、兵庫）、金属屑業条例（広島、鳥取、和歌山）、金属くず（類の）回収（取扱）業に関する条例（高知、愛知、神奈川、徳島、熊本、香川、滋賀、北海道、福岡、岡山、茨城、山梨、山口、三重、千葉、佐賀）金属くず商及び金属くず行商に関する条例（長野）、金属屑の取扱に関する条例（島根）がある。
- 11) 久世公亮「行政事務条例の実態と問題点」『法律時報』第31巻第7号、1959年、33頁。
- 12) 手島孝「福岡県における条例と基本的人権」『法律時報』第31巻第7号、1959年、58頁註2。
- 13) 横田耕一「その他の営業規制」奥平康弘編『青少年保護条例・公安条例』1981年、55頁。
- 14) 横田・前同、56頁。
- 15) 『法律時報増刊・青少年条例』1981年参照。
- 16) 前同、315頁。
- 17) 本資料は、三重県警察本部防犯部防犯課営業係長中村訓明氏に提供、教示していただいたものである。

本稿は、ジュリスト『新条例百選』1991年に解説した「金属屑類の回収業に関する条例（福岡県）〔昭和32年1月17日／福岡県条例第12号〕」に関連して各県の総務部法規課のご好意により、またとりわけ三重県総務部法規課のご好意により、29道府県の関係条例を収集することができたことにより、成ったものである。その際、詳しく論ずることのできなかつた点を加え、また資料としての意味において詳論したものである。資料収集の際に御協力頂いた関係各位に、この場を借りて御礼申し上げる次第である。